

令和5年9月1日

七ヶ浜町長 寺澤 薫 殿

七ヶ浜町特別職給料等審議会

会長 阿部 由二

答申

令和5年7月19日付け七総第23-282号にて貴職から諮問があった七ヶ浜町議会議員の議員報酬の改定について、下記のとおり答申します。

第一 結論

議会議員の議員報酬の額について、増額することは認められない。

第二 理由

1 議員報酬額の考え方

地方議会議員における議員報酬は、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付であって、生活給である国会議員に支給される歳費や常勤の職員に支給される給料とはその性質を異にするものですから、常勤の職員に対する規制と同等又はそれ以上の規制を敷く必要があります。そして、役務の対価である以上は、その役務の対象となる活動の範囲と内容によって報酬の額が確定される必要があります。これは、今回、議長からの依頼書に記載のありました「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」において提言されている議会改革に適合した議員報酬額確定の手法と同様の考え方になります。

まず、役務の対象となる活動の範囲は、政治活動を除いた全ての議会活動及び議員活動と解すべきです。そして、活動の内容は、各自治体の議会や議員個々によって異なるものですが、地方議会が日本国憲法及び地方自治法に基づき設置される住民の代表機関であることを鑑みれば、均衡の原則により人口及び面積の規模が同程度である町村との状況を比較する必要があります。その上で、町民が納得できる額を報酬の額として確定すべきです。

一方で、日本経済は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響から完全に脱却できていない状況にあります。日本国政府も令和5年7月の月例経済報告において「緩やかに回復している。」との

報告にとどめており、当町においても新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を受けている町民が多くおります。

さらに、ウクライナ情勢や円安に伴う物価高や燃料費の高騰等で、町民の日々の生活には混乱が見られ、皆が大きな不安を抱いている状況にあります。そのような状況下であるにも関わらず、当町の財政状況は人口減少に伴う税収の減少と超高齢化社会による社会保障費の支出の増加が見込まれている中で、行政水準を維持させなければならないという極めて厳しい行政経営が求められています。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、諮問に対する審議を慎重に実施しました。

2 議員報酬額について

議員報酬の額を引き上げることで、なり手不足を解消するという考え方は、次代のために、若手の議員を育成する必要があるという点において、理解することはできます。しかし、「報酬額を引き上げたとしても、なり手不足の解消にはつながらない。」「そもそも、議員は、町民の代表として執行部に町民の意見を伝え、住民福祉の向上をはかるために存在しているのであるから、報酬目的で議員になろうとするものはいない。」「現職の議員たちが普段から地域の活動に積極的に参加し、互いに切磋琢磨し、町民からの信頼を得ることが先であり、現時点での増額は適当ではない。」という意見等が出されました。そして、これらの意見は、上述した「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」においても、同様に指摘されている内容でもありました。

当審議会としての意見をまとめるにあたり、人口規模及び面積が同程度である町村の議員報酬額の平均額を検証しました。また、町民の要望、これまでの議員活動並びに報酬額改定の経緯、他の特別職の報酬額及び七ヶ浜町の現状等に関する審議を行いました。結果として、当町の議員報酬の額は、同規模自治体と比較すると全く遜色がなく、議員活動の内容に対する町民の評価、一般議員と議長との活動量が同等であるという議長の主張等を総合的に勘案し、現時点で議員報酬額を増額することは認められないという結論に達しました。

第三 付帯意見

1 議員報酬額の考え方について

議会から提出された要望書及び議会だよりに掲載されていた各議員の報酬額に関する考え方によりますと、一部の議員は議員報酬を生活給と主張されておりました。これは、町民の認識とは大きくずれており、

自分たちの生活費のために報酬の増額を提案した議員がいたことは、当町の議会の品位を貶めるもので、町民として極めて残念に思います。

そこで、審議会の答申としては必要ないかもしれませんが、審議の際に委員から寄せられた意見を町民の考え方の参考として次に示します。

2 審議期間の短さについて

令和5年7月3日に審議会開催の依頼書を提出したにも関わらず、同年9月11日からの議員に改定後の報酬額が適用されることを要求した点については、審議会での答申から条例改正までに要する手続を把握されていないとしても、当審議会での十分な審議時間を確保できなくするものであり、当審議会を軽視しているものと思われます。これは、町民を軽視していることと同義であって、このように極めて短い期間での依頼を出されたことは、議会に対する町民の信頼を損なうことになりかねません。

また、報酬増額の理由の一つとして、議員のなり手不足の解消を挙げておられますが、このような短期間では、町民への周知期間は全く考慮されておらず、議員のなり手不足の解消に本気で取り組もうとしているようには感じられません。

3 提案内容に係る責任について

議長の提案内容では年間2千万円以上もの増額が見込まれるにも関わらず、明確な財源が示されておりません。震災前後での一般会計における議会費の比率を根拠として記載されていましたが、震災復興事業があることを鑑みれば、議会費の比率が下がることは当然であり、財源を示したことにはならないのではないのでしょうか。年間2千万円以上もの金額を捻出するためには、何かしらの行政サービスを廃止又は水準を低下させる必要があります。つまり、町民に負担を強いることになるのですから、特定の事業等を明確にし、財源を示す必要があるかと思われます。

また、他町村との均衡については、県内町村の平均を比較対象としておられましたが、人口や面積が全く異なる自治体と比較しても、均衡をとったことにはならないのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、議員報酬の額は、町民が納得できる額でなければなりません。そうである以上は、あらゆる角度から検証し、報酬の額の根拠及び財源を明確にし、町民が納得するまで丁寧に説明していく必要があるのではないのでしょうか。

4 議長と一般議員の報酬額の差異について

一般に、議長は会議主宰権及び議会代表権を有しているほか、執行部

との各種調整役を担っておられます。また、副議長においても議長に事故があるときには、議長の職務を行うという職責があり、議長及び副議長の権限及び職責は一般議員よりも重いはずです。そうであるからこそ、全国の自治体で議長、副議長及び一般議員との間で報酬額に差を設けているのでしょう。

しかしながら、議長より提出された依頼書では、議員報酬（月額）の根拠として、議長と一般議員との活動量が同等である旨を主張しています。この点について、「当町の議長及び副議長は他町村の議長及び副議長よりも権限及び職責が軽いというのであれば、議長の報酬を一般議員と同額となるよう引き下げるべきである」という意見も多くありました。議長の権限及び職責が一般議員と同等ということが事実であれば、議長に対する町民の期待及び信頼を裏切ることになります。

今回の依頼書が提出された経緯として、議会だよりでは、議会活性化委員会での多数意見によるものという説明がありましたが、結果として、議会の総意ということになり、その責は議会を代表する議長が負うこととなりますので、議長及び委員長においては、今後は、七ヶ浜町議会としての品位が貶められることのないように会議運営をお願いします。

第四 審議経過

第1回審議会 令和5年7月19日（水）

第2回審議会 令和5年8月10日（木）

第3回審議会 令和5年8月30日（水）

第五 おわりに

全国の地方議会で、近年、無投票当選や人口減少、財政悪化などを理由に議員報酬及び議員定数を議論する動きが活発化しています。議員定数は議会制民主主義を実現するために、議員数を何人にすべきなのかという問題であって、役務の対価である議員報酬とは別の問題です。

しかし、議員報酬の財源が税金である以上は、両者は独立して議論すべきものではなく、限られた財源の中でどのようにして住民自治を具体化していくのかという問題として検討すべきだと思われます。現実的には議員定数を削減し捻出した財源をもって議員報酬を増額するか、議員報酬を減額し捻出した財源をもって議員定数を増員するかのどちらかを選択せざるを得ないものと考えられます。そのバランスを、どのようにするのかという点が論点になるかと思われます。

当町においては、人口減少及び超高齢化社会に伴い厳しい行政経営が免れら

れない中、依然として残る新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響や、ウクライナ情勢や円安に伴う物価高により苦しむ町民のために行政需要は増加し、これらへの対応が求められています。

このような社会経済情勢に対応するため、当町の責任者である町長をはじめ、執行部の果たすべき職責は益々増大しており、その行政手腕に町民の期待がより一層高まっています。議会議員におかれましても、今後の当町の発展と住民福祉向上に寄与することをお願いするものです。

委員名簿

会長 阿部 由二

職務代理 江口 龍市

委員 伊藤 喜久雄

委員 相澤 豊

委員 伊藤 芳夫

委員 小原 至

委員 鈴木 亨

委員 佐藤 徳康

委員 斎藤 重俊

委員 渡辺 とき子